



スクールロイヤーだより

令和4年度第3号（令和4年8月発行）

いじめの「解消」について

【Q】 Aが、同じクラスのBから悪口や暴力等のいじめを受けていたことが判明しました。Bに指導したところ「Aに謝りたい」と述べたため、Aや双方の保護者の意向も確認した上で、謝罪の場を設けました。Bの謝罪をAが受け入れて、両者とも納得してその場を終えたのですが、いじめが解消した、と判断してよいでしょうか。

【A】 現時点では、解消していると判断することはできません。引き続き、事案に応じた支援や指導を継続していくことが必要です。

国の『いじめの防止等のための基本的な方針』や、『流山市いじめ防止基本方針』では、いじめが「解消している」状態に至っていると判断するためには、少なくとも次の2つの要件を満たす必要がある、と定めています。

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間（少なくとも3か月以上）継続していること
- ② ①を判断する時点で、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること（本人や保護者との面談等により確認する）

謝罪や握手によってその場では解決したように思えても、見えないところでいじめが続いていたり、再発したりすることがあります。そのため、相当の期間が経過するまでの間は、被害・加害双方の様子を含めて状況を注視し、継続的に支援や指導を行う必要があります。

【Q】 解消を判断する際や、解消に至った後で、気を付けることはありますか？

【A】 いつどのように解消を判断したのか、記録を残してください。また、解消に至った後も、日常的な観察や引継ぎ等の必要な対応を行ってください。

解消を判断した際の記録には、面談を行った日時や内容を具体的に記載してください。

また、解消後の対応について、国の『いじめの防止等のための基本的な方針』は、「いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、（中略）いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。」と記載しています。解消後も、過去にいじめがあったことを踏まえて日常的に様子を観察したり、進級時には新たな学年にも事案の情報を引き継ぐなど、事案に応じた対応を継続することが必要です。

総務省が平成30年に公表した『いじめ防止対策の推進に関する調査結果報告』には、いじめが解消した後も進級後の担任に引継ぎを行い被害生徒の見守りを継続したところ、他の生徒からの新たないじめを発見した、という例が紹介されています。